

取扱区分：公開

令和3年第10回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和3年10月25日（月）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和3年第10回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和3年第10回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和3年10月25日（月） 午後1時00分
- 2 閉会日時 令和3年10月25日（月） 午後3時15分
- 3 出席委員（14人） ※番号は議席番号
1番 萩原 和夫 2番 門井 隆 3番 常見 淳 4番 野口 勇
5番 田鍋 光男 6番 齋藤 博司 7番 高橋 建一 8番 寺田 進
9番 岩崎 久 10番 山本 寿一 11番 吉岡 政広 12番 杉崎 國昭
13番 原田 順一 14番 竹内 幸男
- 4 欠席農業委員（0人）
- 5 出席推進委員（4人） ※（ ）内は担当地区
（平野）山口 実 （蓮田）山口 恵司 （黒浜）新井 仁 （黒浜）小澤 はつ江
- 6 欠席推進委員（2人）
（平野）渋谷 悟 （蓮田）増田 雅暢
- 7 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第3号 生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて
 - 報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
 - 報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
 - 報告 3 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
 - 報告 4 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について
 - 報告 5 不動産登記法第105条第2項の規定による仮登記情報について
 - 報告 6 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消しについて
 - 報告 7 埋蔵文化財包蔵地の試掘調査に伴う事業計画書の受理について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長 中里 幸雄
事務局 茂木 郁
事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

委員の皆様におかれましては、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

会議は、コロナ対策といたしまして、会場の窓やドアを開けたまま行いますので、ご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、令和3年第10回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。開会にあたりまして、会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（会長）— 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。

（議長）

初めに、令和3年9月24日に開催いたしました令和3年第9回農業委員会総会の会議録（案）の記載内容について確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいているかと存じます。内容に問題がなければ、この場で署名をいただき、議事録とさせていただきます。事前に委員から訂正のご指摘がございましたので、事務局から訂正箇所につきまして説明いたします。

— 議事録の確認 —

（議長）

他に質問が無いようですので、私の署名に続き、お名前を読み上げます委員の方は、ご署名をお願いいたします。●●●●、●●●●お願いいたします。

続きまして、本日の委員の出席状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、委員全員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。また、推進委員は、●●●●推進委員、●●●●推進委員より欠席の旨の連絡がありました。

従いまして、推進委員の出席は、4名となっております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。本日の提出議案は、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。

農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から3号でございます。他に報告案件が、報告1から報告7までございます。

それでは、順次議題に入らせていただきます。

初めに、議案書2ページ、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号、番号1と2につきましては、同一箇所での案件となりますので、2件併せまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域外であり、周りが住宅に囲まれた小集団の生産性の低い農地です。

4条の許可申請に至った経緯としては、議案第2号番号3にある●●●●を住宅敷地にするにあたり、敷地を確定する際、一部の農地を申請者の宅地として昭和45年の都市計画線引き前より使用していたことがわかり、今回敷地拡張追認として申請に至ったとのこと。問題はないと思いますが、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

引き続き番号2ですが、番号1の隣接地であり、申請者の住宅南側が住宅敷地となることにより、申請者の住宅が接道条件を満たさなくなってしまうため、接道用地としての許可申請をお願いするものです。申請地にはミカンの木がありますが、事前着工もなく、違反等ないと思われれます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありましたらよろしく申し上げます。

(事務局)

補足説明資料の1～2ページをご覧ください。番号1と2については、農業振興地域外の農地になります。番号1については委員さんのご説明のとおり、敷地拡張、追認の申請になります。

造成等行わないため、資金計画はございません。

給排水計画についても、敷地内浸透処理されています。議案第1号2番の敷地拡張を含んだ全体面積は、●●●㎡になります。

10月6日、現地確認済みです。

続きまして、補足説明資料の3ページをご覧ください。こちらも農業振興地域外の農地です。こちらについては、現在居住中の建物（昭和●●年に建築）が接道条件を満たしておらず、市道●●●号線へ接道するため申請となりました。

こちらも造成等行わないため、資金計画はございません。

雨水は敷地内浸透処理となります。10月6日現地確認済みです。

(議長)

ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。何か、ご質問、ご意見等ございますか。

異議なし。

(議長)

議案第1号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号1につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案第1号のうち番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号2につきましても、承認することといたします。

次に、議案書3ページ、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議案第2号番号4：是正が完了しておらず、今回は審議なし)

(議長)

次に、議案第2号のうち、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

今回は、元荒川の浚渫事業に伴う農地の一時転用になります。事前着工していませんし、特に問題はありません。

(議長)

続きまして、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

場所は、農業振興地域内の農地となります。申請地の概要は委員さんのご説明のとおりです。

申請目的は、工事車両搬入路築造工事（一時転用）です。埼玉県発注の緊急浚渫推進工事（元荒川河道整備工その11）の請負契約を締結し、工事で発生する土砂等の排出する道路がないため、工事期間中のみの一時転用を計画しています。申請地は、浚渫推進工事を施工するにあたり、現場まで近いことや、周辺も確認したところ今回の申請地以外に適当な候補地がないことから選定をしたものになります。

資金計画については、県の予算書確認済みです。

給排水計画については、雨水は敷地内浸透処理となります。その他、誘導員を配置し、通行人等の妨げにならないよう安全を図ります。敷鉄板等を並べ、工事車両を通行させるため、土砂流出防止対策が図れます。

10月6日現地確認済みです。

(議長)

ただ今の説明につきましてご質問、ご意見等がございますか。

(委員)

大体の工事予定期間を教えてください。また、資金について、田畑の年間の小作料等がわかれば教えてください。

最後に、浚渫土を運ぶにあたり、6ページの赤色で記載してある付近、地番●●●●は借りられなかったのでしょうか。

もし、借りられたならば工事がしやすいと思うのですが、そのあたりがわかりましたらお願いいたします。

(事務局)

まず、工事期間は、許可後●月●日頃から5ヶ月間となります。

(委員)

地代についてご説明します。今回、●●●●さんとお会いしたところ、契約が●月●日に終わり、地代は●●●●円ということでした。また、場所については、(地番●●●●には)植木が植えてあり、その植木を撤去しなければならない状況でした。業者は、入り口を広く取り、中に入れる通路分だけあればよいという考えでしたので、この農地は除外されています。

(委員)

わかりました。

(議長)

他にご質問等ございますか。

(委員)

地代の扱いですが、県から業者に支払われる工事費等の一部から、こちらの●●さん外●●名に地代が払われるということによろしいでしょうか。

(事務局)

県の工事の予算の中に、工事費と仮設通路費が含まれていますので、その仮設通路費の中に賃借料が含まれているということです。

(議長)

ご質問等が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号の番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

－ 所在地についての説明 －

この農地は、昨年6月に農用地区域からの除外の申し出が行われ、今年の8月に除外されたことを受けて、今回、農転5条許可の申請が行われたものです。

参考までに申し上げますと、この土地の図面上ですと上にある旗竿地●●●㎡(約●●●坪)は、●年●月に5条の転用許可を受けて住宅敷地となり、既に住宅が建っております。

先日、譲渡人にお話しを伺いました。●●さんは、仲介業者の紹介により譲受人にお目にかかったところ、誠実で好感の持てる若い方であり売買をしたいとのことでした。

現在、●●●●さんは、年齢●●歳、結婚して●年目で、●●地内のアパートに奥さまの●●さんと住んでおり、●●に勤務しておられます。●●さんの奥さまの●●さんのご両親は、申請地から歩いて1分位の所に住んでおられます。

先日、●●さんと●●さんのお母さんにお話しを伺いました。●●さんご夫妻は、蓮田市内に土地を求め、ご両親の住いに近いところを候補地として住宅メーカーに物件探しを依頼してあったところ、数箇所見つけたそうです。その中で、販売価格などを考慮し、また犬を飼えそうな場所として今回の申請地を適地として選んだとのことでした。

土地の現況ですが、半月くらい前に草刈りがなされ、刈り取った枯れ草が残ってはいませんが、事前着工はありません。

以上ですが、事務局から補足説明をお願いします。

(議 長)

続きまして、事務局の説明をよろしくをお願いします。

(事務局)

補足説明資料の7ページをご覧ください。農業振興地域内ですが除外が完了しています。概要につきましては、委員さんのご説明のとおりです。

資金計画につきましては、事務局の方で確認済みです。

給排水計画につきましては、上水道は公営水道、汚水・雑排水については、公共下水道、雨水については、宅内浸透処理をします。その他、工事中は養生等を十分に行い、隣接地に影響が出ないように注意します。また、土留めブロックを新設します。

10月6日現地確認済みです。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号のうち、番号3につきましては、先ほどの議案1号番号1、番号2と関連した案件でございます。担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

申請地は市街化調整区域の農業振興地域外、周りが住宅に囲まれた農地です。

5条許可申請に至った経緯として、譲受人は家族●人でアパートに住んでおりますが、●歳、●歳のお子さんがおり、将来を見据えて一戸建て住宅を検討していたところ、譲受人の●の●、つまり●●が所有する畑を使用することができるようになり、今回の申請に至りました。申請地の後ろに●●●の住宅、さらにその後ろに●●のお住まいがあり、様々な条件が良いことから申請をしたということです。申請地は柿の木やネギなど農地利用されており、事前着工もなく違反等ないと思われま

す。また、補足説明資料の資金計画を見ても、事業実施の確実性があると思われま

す。ここに住宅建設されても、周辺農地への営農に支障はないと思われま

(議 長)

事務局の方より、補足説明をお願いいたします。

(事務局)

補足説明資料の9ページをご覧ください。農業振興地域外の農地です。申請地の概要、理由については、委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水道は南側本管より引込、排水は南側下水本管へ排水、雨水は宅内処理となります。議案第1号①②で4条申請地のあった隣接地となります。

工事中、申請地への関係者以外立ち入り禁止措置、緊急時の連絡体制構築等をし、近隣への影響が出ないように注意します。

10月6日現地確認済みです。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

異議なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号3につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号のうち番号4につきましては、先ほど事務局から説明いたしましたとおり、本日の審議からは除かせていただきます。

続きまして、議案第2号のうち番号5につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

今回、発掘調査、教育委員会への結果報告が終わったことから、●●●●建設を実施することでの申請となったものです。

譲渡人は、この場所の●側に住宅を構えており、譲受人の●●●●という法人は、●●にある●●●●の関連法人となっております。実績もあり、今回の場所の選定となりました。施設においては、●●●●ということで定員が●●●名、●●●●が●●名という形で検討、計画しています。

●●年●月開設を目標に進めているようです。事前着工もなく埋蔵文化財発掘調査も完了しており、特に問題はありません。

(議長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の13ページをご覧ください。農業振興地域外の農地となります。概要は委員さんのご説明のとおりです。

資金計画ですが、事務局の方で確認済みです。

給排水計画についてですが、上水道は公営水道を利用します。また、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置、雨水は貯留施設を設置し、それぞれ道路側溝へ接続となっています。

工事中は、付近の土地及び農地に影響を与えないよう土留めやフェンス設置など対処します。10月6日現地確認済みです。

なお、発掘に関する一時転用許可日は令和3年4月8日に下りており、工事完了届出日は令和3年8月6日、同8月16日受理しております。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

資料の用排水路という所ですが、「雨水」の字が異なるのではないのでしょうか。

(事務局)

申し訳ございません。「薄い」ではなく「雨水」の誤りです。訂正をお願いいたします。

(議長)

他には何かございますか。

(委員)

「申請地の概要」の所で、「●●●●の●側」と書いてありますが、地図を見ると●側かと思われま

(事務局)

「●側」へ訂正をお願いいたします。

(議長)

他にございますか。

(委員)

資金計画の方で贈与とありますが、例えば、●●●●への寄付金のようなものでしょうか。

(事務局)

(寄付は) 法人から法人へというものと、個人から法人へというものの二通りあります。全てにおいて贈与契約書を添付していただいています。

(委員)

同じく資金計画で補助金とありますが、これは国と県の補助金であり、市からのものはないのですか。

(事務局)

市からのものはございません。県の補助金です。まだ、決定通知はいただけていないのですが、今週中にはいただけるということです。

(議長)

他にございますか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号5につきましては、承認することといたします。

次に議案書5ページ 議案第3号「生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申し出に係るあっせんについて」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

【補 足】

(ア) 「(2) 生産緑地の残存期間(約5年)は、農地として耕作を続けられること」に関し、期間は来年で終了するため、一度更新が必要である。

(イ) 8月に、証明書発行のため審議した土地である。

(配布資料「議案第3号 現地案内図・公図」を参照のこと)

(議長)

議案第3号の番号1につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか

(委員)

金額は、なぜこんなに高額なのでしょうか。

(事務局)

あくまでも、申出者(所有者)の希望価格となります。

(議長)

他にございますか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号の番号1につきまして、農業委員会として、あっせん活動を積極的に行うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号1につきましては、承認することといたします。

続いて、議案書6ページ以降の報告1から報告7につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告1から報告7、議案書朗読 —

(報告5は、議案第2号2番と同一箇所)

(議長)

ただ今の報告について、何かご質問、ご意見等ございますか。質問などがありましたら、挙手をお願いします。

なし。

(議長)

特に質問が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項等は、全て終了いたしました。

その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(議長)

よろしいでしょうか。

本日は、委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

(事務局)

閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —